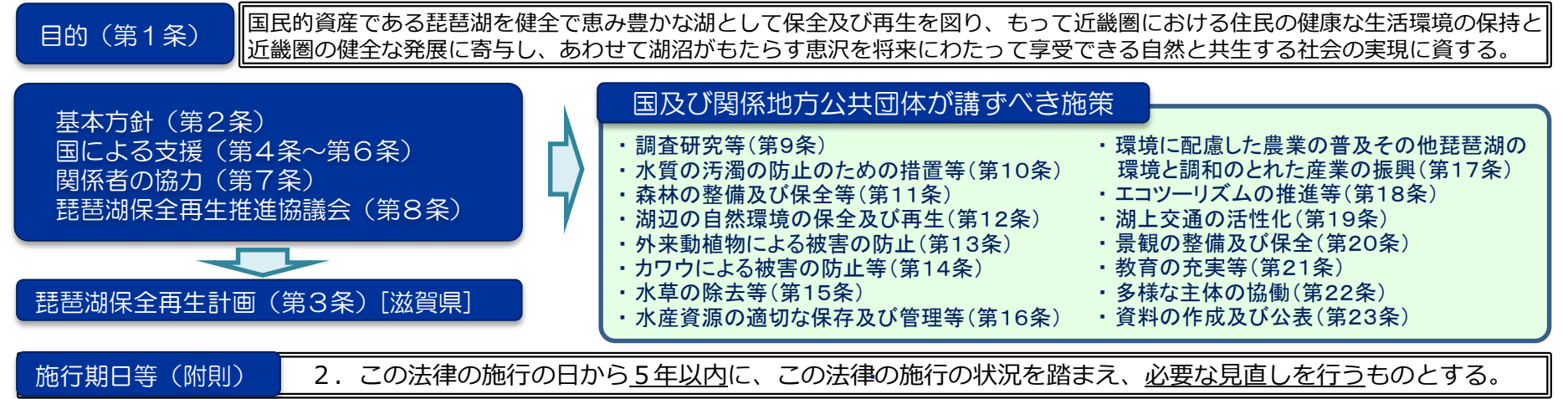


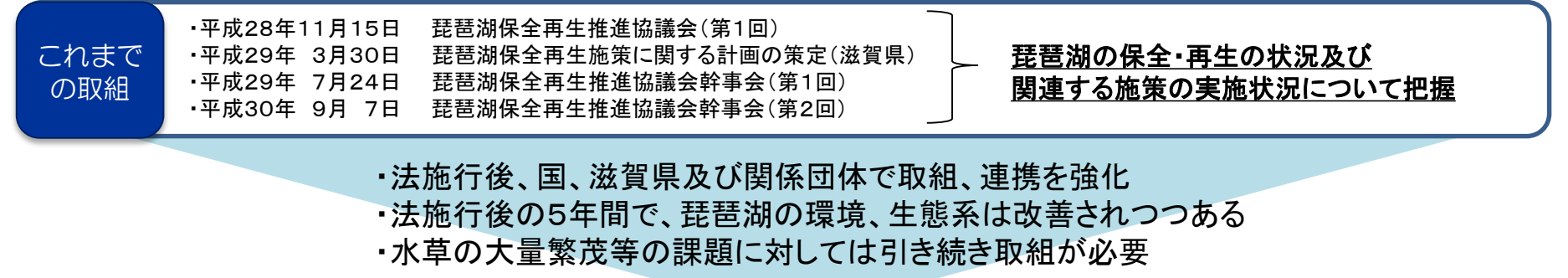
琵琶湖の保全及び再生に関する法律等のフォローアップについて

- 琵琶湖保全再生法(平成27年施行)には、「法律の施行の日から5年以内に、法律の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行う」旨の規定あり。
- 法律の施行状況を把握するため、施策ごとのフォローアップを実施するとともに、法の目的を達成するため、今後の施策の展開を検討していくことが必要。

■ 法律の概要



■ 法律の施行状況と法律等のフォローアップの実施について



今後取り組むべき琵琶湖の課題に適切に対応し、法律の目的を達成するため、
 ①現行の取組がうまくいっているか、②新たな課題が生じていないか、といった視点により、
 法律等のフォローアップを実施し、引き続き、国、滋賀県及び関係団体で取組、連携を強化していく

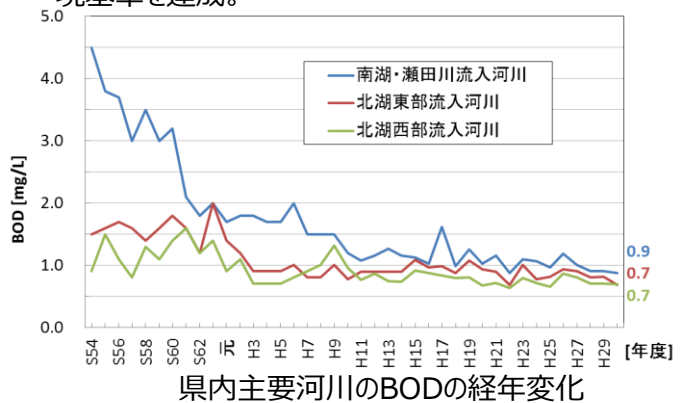
- これまでの取組により、琵琶湖に流入する河川の水質が改善されるなど、集水域から流入する汚濁負荷は減少。
 - 湖辺域も、外来水生植物の減少や、湖国の原風景を象徴するヨシ群落の面積の増加など、取組の成果があらわれている。
 - 一方で、琵琶湖内は、流入汚濁負荷の減少にも関わらず、水質の有機汚濁指標であるCODは概ね横ばいで推移。また、在来魚介類が減少。
- ⇒取組の成果があらわれている一方で、湖内の課題が顕在化。生態系のバランスの変化が影響している可能性があり、生態系も視野に入れた水環境保全の取組の推進が必要。

「集水域・暮らし」

河川の水質

琵琶湖・瀬田川に流入する24河川のBODは、経年的に改善または横ばい傾向となっており、平成30年度は、24河川すべてで環境基準を達成。

法10条



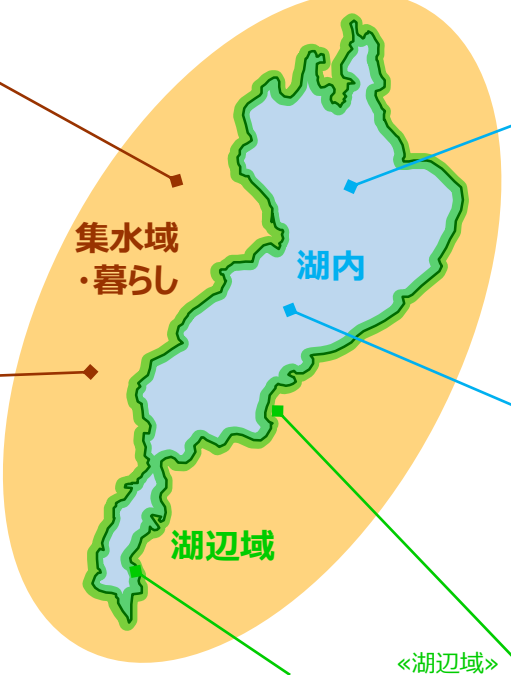
改善

琵琶湖の水質が改善しない要因(滋賀県推測)と今後の展開

これまでは、河川等から流入する有機汚濁や富栄養化対策を行えばCODが減と考えていた。

実は、湖内では植物プランクトンの種類が変化しており、このプランクトンにより湖内で難分解性有機物が産生され、残存・蓄積していることが水質が改善しない要因と推測。

「流入負荷の削減のみにより湖内の水質を改善する」という考え方からのシフトが必要。

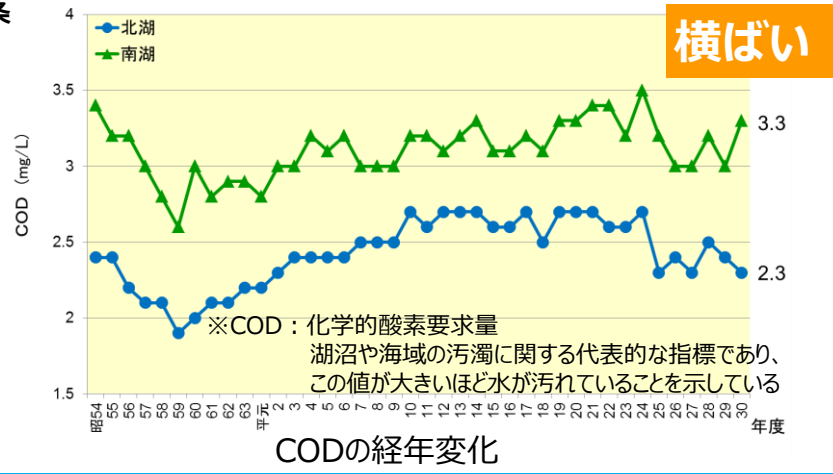


「湖内」

琵琶湖の水質

琵琶湖の水質は、透明度や全窒素、全リンは改善が見られるものの、有機汚濁の指標であるCODは概ね横ばいで推移。

法10条

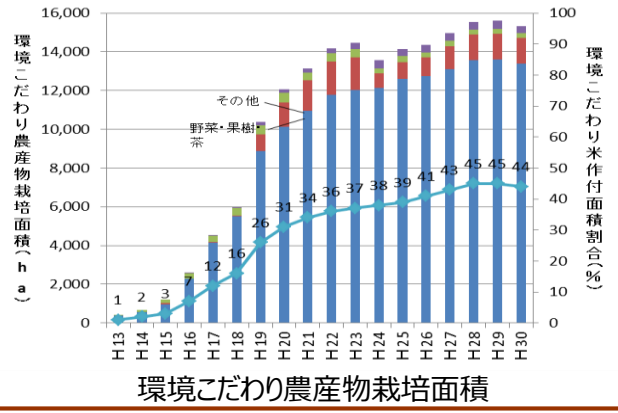


横ばい

環境と調和した農業

農薬と化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に減らすとともに、濁水の流出を防止するなど琵琶湖に流入する環境負荷の軽減に配慮した「環境こだわり農業」の農産物栽培面積は増加してきている。

法17条

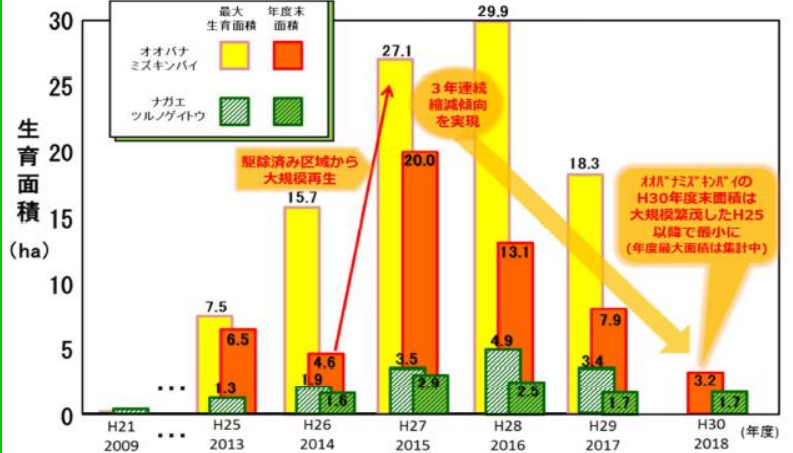


改善

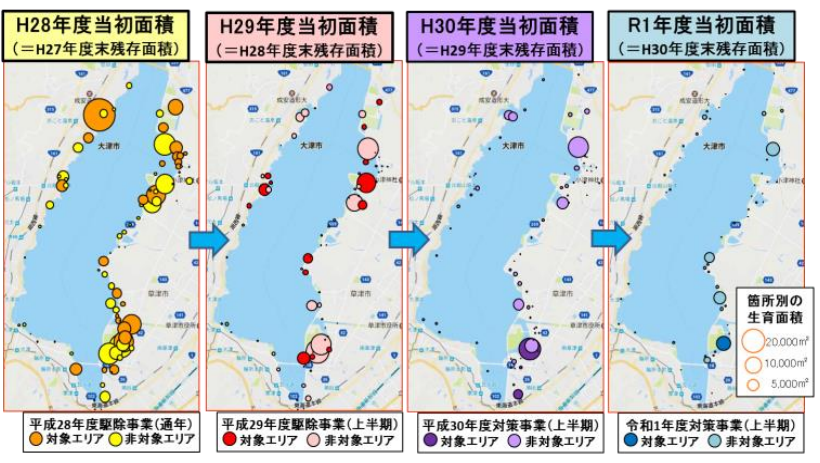
外来水生植物対策

水草刈取り船等を用いた機械駆除や市民ボランティアと協働で行う人力駆除など各種対策を講じた結果、オオバナミズキンバイの平成30年度末面積は、大規模繁茂した平成25年以降で最小になっている。

法13条



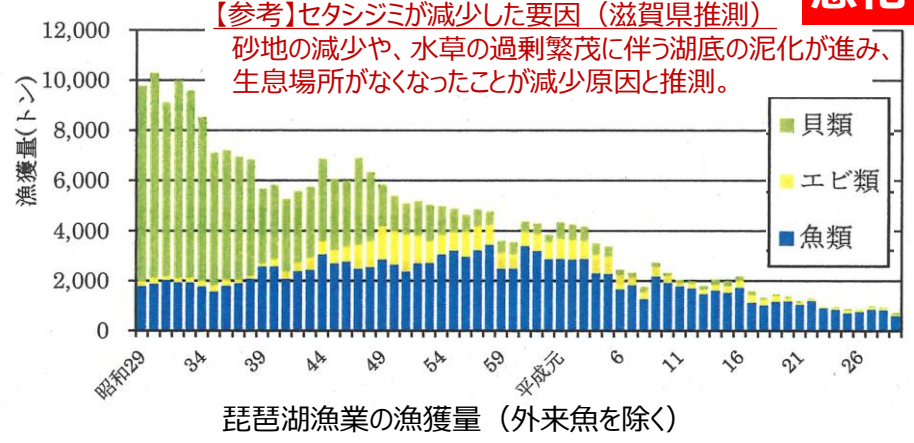
改善



琵琶湖漁業の漁獲量

昭和30年頃は1万トンの漁獲量があったが、大きく減少し、近年は1千トン前後で低迷。特に、セタジミをはじめとする貝類の漁獲量が大きく低迷。

法16条

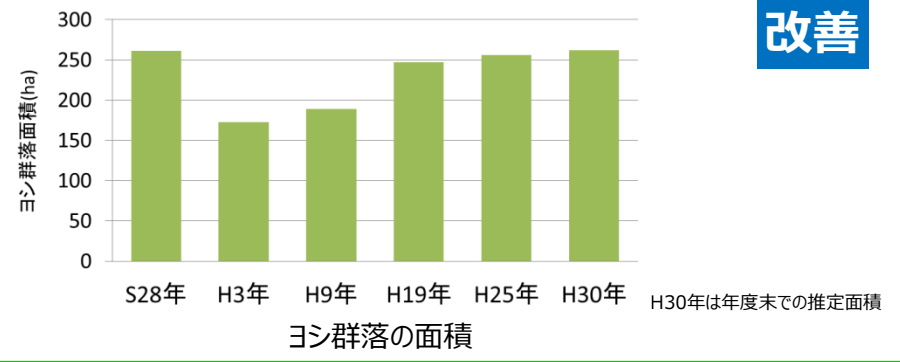


悪化

琵琶湖のヨシ

積極的に維持管理や植栽による造成を行ってきた結果、ヨシ群落の面積は、平成30年度に約262haにまで回復。ヤナギの大木化など過去にはない状態も見られる。

法12条



改善